

姫路市透析ハイリスク者予防事業

次の3つのシステムを推進することにより、かかりつけ医における糖尿病性腎臓病（DKD）管理を支援する。

（1）DKD 連携システム

①紹介基準の設定（別紙1参照）

- ・姫路市独自の糖尿病性腎臓病管理の紹介の目安となる基準を設定する。

②紹介先医療機関の登録・周知（別紙2参照）

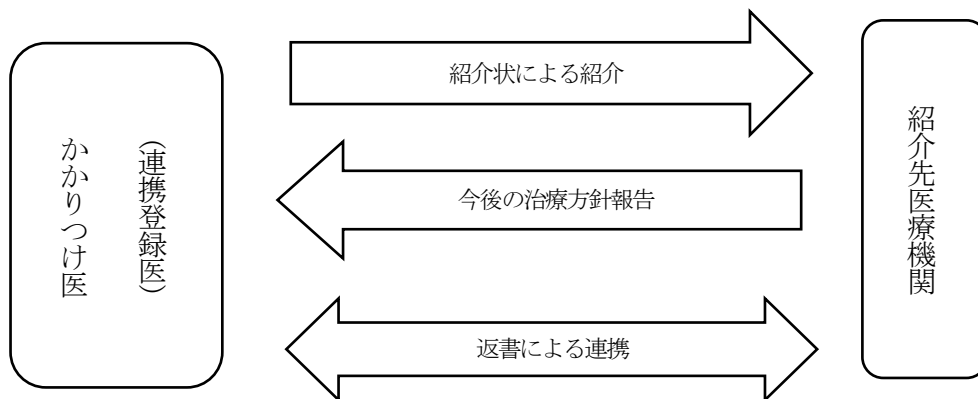
- ・腎機能の管理に関する評価ができ、かかりつけ医に助言を行う医療機関をDKD 連携システム【紹介先医療機関】として登録し、かかりつけ医に周知する。

③連携登録医への登録（別紙3参照）

- ・本事業に賛同・協力していただき、定期的に研修会に参加していただけるかかりつけ医。

④紹介・返信ルールの設定

- ・かかりつけ医は、（別紙1）の紹介基準に該当する等、腎機能の管理で助言を必要とする場合、当該患者を紹介先医療機関へ紹介する。
- ・紹介先医療機関は、腎機能等を確認・評価し、今後の治療方針等をかかりつけ医に助言し、かかりつけ医でのフォローに資する。また、再紹介が望ましい時期についても提示する。



（2）栄養指導・教育入院システム

①姫路市栄養食事指導事業（別紙4参照）

- ・連携登録医が当該患者で栄養指導が必要と考えられる場合は、指示に基づき市から管理栄養士を派遣する。

※当事業を利用するためには、連携登録医または紹介先医療機関の登録が必要

②DKD 教育入院（別紙5参照）

- ・DKD 教育入院に関する標準的内容を設定し、連携登録医がDKD 教育入院が必要と考える場合に、教育入院を依頼できる医療機関の確保に努める。

（3）情報提供システム

- ・かかりつけ医を対象としたDKDに関する研修会を実施する。
- ・その他病診連携システムや慢性腎臓病管理に関するかかりつけ医への情報提供を行う。